

仕様書

- 1 件名 施設案内看板等補修・撤去業務委託
- 2 履行場所 下飯岡 20 地割 122 外 6 箇所
- 3 履行期間 契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 27 日まで

4 業務内容

湯沢地区にある旧盛岡市立都南老人福祉センター及び都南サイクリングターミナルの閉館に伴い、市内各所に設置する施設案内標識及び看板の補修又は表示内容の変更のほか、撤去・処分（基礎を撤去した場合は当該地面の復旧を含む。）を行うものである。

※対象とする施設案内標識及び看板の設置場所は、別紙一覧のとおり。

5 留意事項

(1) 業務責任者の選任及び工程表の提出

受注者は、本業務の履行にあたり業務責任者を定め、その氏名を発注者に届けること。また、契約締結後、工程表を作成の上、発注者に提出すること。

(2) 表示方法及び内容等

表示方法は「道路標識ハンドブック」を基本とし、受注者は、当該標識のレイアウト案を作成し発注者に提出の上、確認を受けることとする。また、本件は、道路占用許可申請が必要となる看板等もあるため、図面等の専門性の高い書類の作成及び関係機関への手続きに関する発注者の支援を行うこと。

(3) 施工管理

施工にあたっては、交通事故等の未然防止に努めることとし、交通誘導員を配置すること。

また、所管警察署から道路使用の許可を受けた後に施工すること。

完成に当たっては、標識台帳を「道路標識ハンドブック」を基に作成し、提出すること。

(4) その他

ア 業務に必要な車両、材料及び機械器具等一切の経費は、受注者が負担すること。また、撤去した看板等の処分についても、当該業務委託の中に含むこととし、処分は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づき適法に処分すること。

イ 施工にあたっては、事前に発注者と綿密な打合せを行うこと。

ウ 看板補修・撤去にあたり、重大な不良箇所が判明した場合については、速やかに発注者へ報告し指示を受けるものとする。

エ 事故が発生した場合は、「盛岡市建設工事等における事故報告要領」に準じた対応とし、発注者に報告すること。（要領書等は盛岡市ホームページを参照）

6 法令等の遵守

本業務の実施にあたっては、本仕様書のほか、関係法令、規則等を遵守すること。

7 主な提出書類

- (1) 業務完了報告書
- (2) 施工写真（施工前・施工中・施工後）
- (3) 発注者が行う道路占用申請に必要な書類

8 その他

本仕様書の内容について疑義が生じた場合は、その都度、発注者と協議のうえ、その指示に従い業務を進めるとともに、発注者は業務期間中いつでもその業務の進捗状況の報告を求めることができることとする。